

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高等学校等就学支援金支給に関する事務(公立学校) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

石川県教育委員会は、高等学校等就学支援金支給に関する事務(公立学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

石川県教育委員会

公表日

令和6年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金支給に関する事務(公立学校)
②事務の概要	<p>高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、高等学校等(公立学校)に在籍する生徒の授業料に充てるものとして就学支援金の支給に関する事務を行う。</p> <p>1. 受給資格の認定に関する事務 2. 収入の状況の届出に関する事務</p>
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(文科省)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金事務処理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)番号法定事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第66条</p> <p>(2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第9条第2項に基づく行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一及び同条第3項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報提供の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 <情報照会の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局庶務課
②所属長の役職名	教育委員会事務局庶務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎1階 石川県行政情報サービスセンター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県教育委員会事務局庶務課 学校経営グループ

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署所属長	教育委員会庶務課長 広川 達也	教育委員会庶務課長	事後	
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成29年12月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年12月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第66条	(1)番号法定事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第66条 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第9条第2項に基づく行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一及び同条第2項 別表第二	事前	
令和1年6月21日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号 別表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第58条 <情報照会の根拠> ・番号法第19条第7号 别表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第58条	<情報提供の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 别表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第58条 <情報照会の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 别表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第58条 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条8号	事前	
令和1年6月21日	様式変更		IVリスク対策の追加	事前	
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和1年6月21日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和2年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和2年7月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署所属長	教育委員会事務局庶務課長	教育委員会事務局次長兼庶務課長	事後	
令和2年7月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	(1)番号法定事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第66条 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第9条第2項に基づく行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 别表第一及び同条第2項 别表第二	(1)番号法定事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 别表第一の91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第66条 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第9条第2項に基づく行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 别表第一及び同条第3項	事前	誤記訂正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第58条 <情報照会の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第7号 別表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第58条 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条8号	<情報提供の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第8号 别表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第58条 <情報照会の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第8号 别表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第58条 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条9号	事前	9月1日施行の番号法の改正に伴う修正
令和4年3月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(文科省、個人番号の保有なし)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	高等学校等就学支援金事務処理システム(文科省)、統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和4年7月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 所属長	教育委員会事務局次長兼庶務課長	教育委員会事務局庶務課長	事後	人事異動に伴う所属長名変更
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和4年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和4年7月1日	IV リスク対策 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	
令和5年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和5年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用法令上の根拠	(1)番号法定事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第66条 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第9条第2項に基づく行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一及び同第3項	(1)番号法定事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第66条 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第9条第2項に基づく行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項 別表第一及び同第3項	事後	令和6年5月27日施行の番号法施行令の改正に伴う修正
令和6年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報提供の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第8号 别表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第58条 <情報照会の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第8号 别表第二の113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第58条 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条9号	<情報提供の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 <情報照会の根拠> (1)番号法定事務 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表151の項 (2)番号法に基づく独自利用事務 ・番号法第19条9号	事後	令和6年5月27日施行の番号法施行令の改正に伴う修正
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正
令和6年7月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	年1回のしきい値の確認に伴う修正